

平成31年2月定例会 議会運営委員会の概要

日時	平成31年 2月20日(水)	開会	午前	9時31分
		散会	午前	9時52分
	2月25日(月)第1回	開会	午前	9時29分
		散会	午前	9時36分
	第2回	開会	午後	1時4分
		散会	午後	1時5分
	2月27日(水)第1回	開会	午前	9時33分
		休憩	午前	9時38分
	第2回	再開	午後	0時20分
		散会	午後	0時22分
	3月1日(金)	開会	午後	1時1分
		散会	午後	1時5分
	3月15日(金)第1回	開会	午前	9時30分
		休憩	午前	9時37分
	第2回	再開	午後	2時1分
		閉会	午後	2時7分

場所 議会運営委員会室

出席委員 木下高志委員長

立石泰広副委員長、萩原一寿副委員長

板橋智之委員、武内政文委員、諸井真英委員、田村琢実委員、小林哲也委員、
本木茂委員、小谷野五雄委員、野本陽一委員、木村勇夫委員、田並尚明委員、
安藤友貴委員、石川忠義委員、秋山文和委員、木下博信委員

出席者 齊藤正明議長、高橋政雄副議長

欠席委員 2月27日(水)第1回 田並尚明委員 代理出席：井上将勝議員

説明者 奥野立副知事、砂川裕紀企画財政部長

会議に付した事件

1 議会の運営に関する事項

2 請願

議請番号	件名	結果
㊸議請第4号	政務活動費の支出を証明する領収書のインターネット公開を求める請願	継続審査

平成31年2月定例会 議会運営委員会における発言
(平成31年2月20日(水))

委員長

1 知事追加提出議案についてだが、奥野副知事の説明を求める。

奥野副知事

委員長のお許しをいただいたので、今定例会に追加提案させていただく議案について、御説明申し上げます。

まず、2月25日・代表質問日に御提案する議案について御説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会平成31年2月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧いただきたいと存じる。追加提案を予定している議案は、予算16件、条例2件、訴えの提起1件の計19件である。また、議案以外では、専決処分報告が4件、国民保護に関する埼玉県計画の変更が1件あり、合わせて24件となる。予算については、一般会計のほか、特別会計11件、企業会計4件について、それぞれ補正をお願いするものである。条例については、療養病床を有する病院等の従業者配置基準の特例の延長など、一部改正条例が2件ある。このほか、県営住宅の滞納家賃等の請求に係る訴えを提起することについて議決を求めるものが1件ある。

詳細については、この後、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

次に、最終日に追加提案をお願いしたいと考えている人事議案について、御説明申し上げます。その内容だが、収用委員会委員及び収用委員会予備委員の任命についてである。埼玉県収用委員会委員に永瀬美幸氏を再び任命することについて、埼玉県収用委員会予備委員に石井依子氏を再び任命することについて、御同意をお願いするものである。経歴等については、お手元にお配りしてあるので、御覧いただきたいと存じる。

以上が、今定例会県議会に追加提案させていただく議案の概要である。よろしく願います。

企画財政部長

それでは、お許しをいただいたので、私から追加提案を予定している議案の概要を、お手元の資料により御説明させていただきます。

資料1「埼玉県議会平成31年2月定例会付議予定議案件名(追加提出)」を御覧いただきたいと存じる。1ページの1番から3ページの16番までは「予算」である。後ほど資料3により御説明させていただく。3ページの17番と18番は「条例」である。後ほど資料2により御説明させていただく。4ページの19番は「訴えの提起について」である。県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者3名に対して、住宅の明渡しと滞納家賃などの支払いを求める訴えを提起するものである。5ページは「報告事項」である。1番は「地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告」4件である。(1)は条例改正であり、法律の改正に伴い、当然必要とされる規定の整備を行ったものである。(2)から(4)までは損害賠償の額を定めるものである。いずれも損害賠償の額が100万円以下のため、専決処分を行ったものである。(2)は、いるま野農業協同組合本店において、本県職員が農業協同組合法に基づく検査を実施中に、相手方のノート型パーソナルコンピューターを閉じる際、コネクタ・カバーを挟み込み、液晶の画面を破損させたことから、損害賠償の額を定めるものである。(3)は、平成30年9月30日から10月1日の台風24号による強風のため埼玉県立川越総合高等学校の体育館の屋根の一部が飛散し、相手

方2名が所有する普通乗用自動車及び小型乗用自動車を破損させたことから、損害賠償の額を定めるものである。(4)は、同じく台風24号による強風のため埼玉県立杉戸農業高等学校の敷地内に設置されていた小屋の屋根の一部が飛散し、相手方2名が所有する家屋を破損させたことから、損害賠償の額を定めるものである。2番は「国民保護に関する埼玉県計画の変更について」であり、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、計画の変更について議会に報告するものである。報告事項は以上である。

続いて、条例案を御説明させていただく。資料2「条例案の概要」を御覧いただきたいと存じる。1番の「埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例」は、指定特定非営利活動法人の指定取消しの申出があった法人について、指定の取消しなどをするものである。2番の「医療法施行条例の一部を改正する条例」は、医療法等の一部改正に伴い、療養病床を有する病院等の従業者の基準の特例措置を延長などするものである。条例については、以上である。

続いて、補正予算案を御説明させていただく。資料3「平成30年度2月補正予算(追加)案の概要」を御覧いただきたいと存じる。一般会計の補正額は「1 補正予算の規模」にあるとおり、435億3,444万円の減額となっており、補正後累計では1兆8,341億5,138万4千円となっている。このほか、特別会計11会計、企業会計4会計の補正をお願いするものである。

次に、「2 主な歳出」である。最初の「給与費」と次の「公債費」については、執行見込額と予算額の差を減額するものである。3つ目の「県税に係る清算金、交付金等」については、県税収入の増額に伴う交付金の増額等である。4つ目の「国の補正予算への対応」については、去る2月7日に成立した国の補正予算に対応し、福祉施設の耐震化に係る補助などを行うものである。

次に、「3 主な財源」である。まず、最初の「県税」については、地方消費税や不動産取得税に一定の増収が見込まれることなどにより、64億円を増額するものである。次の「地方消費税清算金」については、全国の地方消費税収が見込みを上回ったことによる増である。3つ目の「地方譲与税」から5つ目の「国庫支出金」についても、それぞれ収入見込額と予算計上額との差額を補正するものである。6つ目の「県債」については、減収補填債を83億5,900万円計上するとともに、その他の県債について事業の進捗に応じて発行額の減額などを行うものである。最後の「繰入金」については、本年度の収支見通しを踏まえ、財政調整のための基金について、当初計上していた640億円の取崩しのうち601億6,900万円の取崩しを中止するものなどである。

最後に、「4 繰越明許費の設定(一般会計)」だが、年度内の執行が困難な案件について、設定をお願いするものである。

資料4は、補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したほか、特別会計、企業会計の補正予算案について、まとめたものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上が2月定例会に追加提案を予定している議案等の概要である。どうぞよろしく願います。

委員長

この際、1名の傍聴者の追加があるので報告する。

田村委員

条例案が2件追加提案されているが、当初提案されなかった理由を確認したい。

企画財政部長

条例案については、年度で区分している。来年度に係る案件については当初に提案を、今年度中に処理すべき案件については追加提案をさせていただいている。

委員長

2 代表質問についての、代表質問者氏名の確認についてだが、お手元の資料1により、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

3 一般質問についての(1)一般質問者氏名の確認についてだが、お手元の資料1により、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

次に、(2)一般質問順位の決定についてだが、まず、2月26日(火)については、自民、立憲・国民・無所属、公明の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、2月27日(水)については、自民、県民、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

本木委員

2月27日については、1番目が岡田静佳議員、3番目が岩崎宏議員でお願いする。

委員長

それでは、質問順位を確認する。

<委員長、調整結果(別紙)を読み上げる。>

委員長

4 意見書・決議案についてだが、件名については、代表質問日・2月25日(月)、案文については、一般質問最終日・2月27日(水)、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力をお願いする。

なお、各党派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・3月15日(金)の朝の議会

運営委員会までに、御報告をお願いします。

委員長

5 埼玉県議会議員表彰についてだが、資料2により総務課長に説明させる。

総務課長

埼玉県議会議員表彰について、御説明申し上げます。

お手元にお配りした資料2を御覧願う。

昭和56年に定められた埼玉県議会議員表彰内規により、資料の「1表彰の趣旨及び方法」、「2表彰の基準」にあるとおり、この表彰は埼玉県議会議員として多年にわたり県政に功績のあった者について、議長が議会にはかり、その決議により表彰するものであり、基準としては「議員として24年以上在籍し、その功績が顕著な者」とされている。「3対象者」については、柳下礼子議員である。「4表彰の時期」だが、過去の例によると、2月定例会の最終日の本会議で決議をされている。「5伝達式」については、表彰の決議が行われた後の本会議休憩中に、副議長、各会派の代表者の方々及び議会運営委員会の正副委員長にお立ち会いいただき、議長から伝達をさせていただいている。

以上である。

委員長

ただ今説明のあった埼玉県議会議員表彰については、最終日・3月15日（金）の本会議の議事の冒頭に行くことでよいか。

< 了 承 >

委員長

6 天皇陛下御即位30年についてだが、既に皆様御承知のとおり、天皇陛下が御即位30年を迎えられたことは、誠に喜ばしいことである。ついては、本県議会の対応として、賀詞を奉呈したいと存じるが、いかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、賀詞の案文について、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局が委員長案を配布 >

委員長

この案でいかがか。

野本委員

埼玉県議会として議決をするが、あくまで埼玉県議会議長名で賀詞を奉呈するのか。

委員長

前回もそのように行っており、今回も埼玉県議会議長名で賀詞を奉呈する。

野本委員

了承した。

委員長

再度確認させていただく。この案でいかがか。

< 決 定 >

委員長

ただ今御決定いただいた案文については、本日の本会議において、会期の決定後に議長発議により異議なし採決でお諮りすることによいか。

< 了 承 >

委員長

7 議会開会中における県内高等学校卒業式への議員の出席についてだが、この件については、先例により、地元議員は休日休会を除き、出席しないことになっている。議案調査日も含め、議会開会中は議会用務が優先されるので、その旨、各会派におかれても周知徹底をお願いする。

< 了 承 >

委員長

8 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

9 その他に入る前に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することによいか。

< 了 承 >

委員長

その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前９時３０分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、（２）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、代表質問日・２月２５日（月）の朝、午前９時３０分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（３）本会議開会時刻についてだが、１０時でよいか。

< 了 承 >

委員長

1 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

本木委員

本会議前のお忙しいところではあるが、お時間を頂きたいと思う。
私たちは、今定例会で、議員提出議案として条例案を提案したいと考えている。
条例案の概要をお配りして、御説明させていただきたいと思う。
委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願いします。

委員長

それでは、自民の条例案の概要を事務局に配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

委員長

この際お諮りする。
県政記者クラブ加盟社の録音について、さきに許可した埼玉新聞、毎日新聞に加えて、朝日新聞、産経新聞の録音を、さきに述べた3つの条件を付した上で、許可することによっていか。

< 了 承 >

委員長

それでは許可する。
なお、特別な事情が生じた場合は、再度、協議をお願いします。

委員長

それでは、条例案の説明をお願いします。

本木委員

お配りした条例案の概要を御覧願う。
振り込め詐欺をはじめとした「特殊詐欺」は、その手口がますます巧妙化されており、更なる被害の拡大が懸念されている。本県においても、特殊詐欺の事件は増加しており、平成30年の認知件数は「特殊詐欺」として計上を始めた平成23年以降で最多となっている。高齢化の急速な進展とともに、地域のつながりの希薄化が進む中、県全体が一丸となって特殊詐欺の撲滅を目指し、様々な対策に取り組んでいくことが求められている。
そこで私たちは、特殊詐欺の撲滅を図るため、特殊詐欺の被害防止に関して、県の責務等を明らかにするとともに、特殊詐欺の被害防止に関する対策を総合的に推進することにより、県民の財産を守ることを目的とする条例案を提案したいと考えている。

各会派におかれては、お持ち帰りの上、御検討いただくようお願い申し上げます。

委員長

ただ今の件については、今後の議運で御協議いただきたいと思いますので、よろしくお願いする。

委員長

2 その他に入る前に申し上げます。

本日から代表質問、その後、一般質問に入るが、質問時にパネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げます。

委員長

その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、(2)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・2月27日(水)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

平成31年2月定例会 議会運営委員会における発言
(平成31年2月25日(月)第2回)

委員長

1 児童虐待禁止に関する決議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、4番中川浩議員から通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、発言時間は、1人5分以内、再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内ということではいかかが。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)採決区分の確認についてだが、各会派賛成でよいか。

< 了 承 >

委員長

2 その他の(1)次回議運の確認についてだが、先ほど申し上げたとおり、一般質問最終日・2月27日(水)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第直ちに再開する。

平成31年2月定例会 議会運営委員会における発言
(平成31年2月27日(水)第1回)

委員長

1 議案(第1号議案ないし第66号議案)及び請願の各委員会付託についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議員提出議案についての(1)条例案についてだが、去る2月25日(月)の議運で自民から提案のあった条例案1件が提出されたので、御報告する。

まず、ア 案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、イ 提案説明の有無の確認についてだが、議第1号議案は、提案者を代表して、35番細田善則議員が提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、この議案の取扱いについてだが、本日の本会議の一般質問1人目終了後に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は議第1号議案の提案説明終了後の休憩中速やかに、ということいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の柱は、お手元の資料1のとおり、意見書12件であるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、案文については、さきの議運においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提

出してくださるようお願いする。

< 了 承 >

委員長

3 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

4 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

この際、1名の傍聴者の追加があるので、報告する。

委員長

また、本委員会について写真撮影したい旨の申請が、斎藤紀代美さんからあったが、許可することでよいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、許可する。

委員長

次に、(2)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、議第1号議案の提案説明終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、12時15分を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

平成31年2月定例会 議会運営委員会における発言
(平成31年2月27日(水)第2回)

委員長

1 議第1号議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、4番中川浩議員から質疑の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

3 その他に入る前に申し上げる。

請願に対する討論についての申合せ事項ただし書に基づき、討論を希望する場合には、予算特別委員会日・3月13日(水)午後5時までに、私宛てに申し出てくださいよう、よろしく御協力願う。

本件については、最終日・3月15日(金)の議運で御協議をお願いする。

委員長

その他の(1)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、請願審査のための議運を3月1日(金)常任委員会終了後に開会することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

【請願の継続審査を求める動議についての発言(29議請第4号)】

本木委員

いまだ係争中の案件があるという状況に変化はないため、継続審査とすべきものとする
ことを求める動議を提出する。

【議事の続行を求める動議についての発言(29議請第4号)】

石川委員

ただ今、係争中の案件もあり、司法の判断を待つべきとの意見があったが、領収書の公
開を広げることに、司法判断を待ってからというのは理由にならないと考える。この議会
で継続審査となれば、改選をまたぎ、審議未了、廃案となる可能性が高くなる。この請願
は、一昨年9月に提案されている。廃案となる7度目の継続審査とせず、賛成か反対か
ははっきりさせるべきである。

議事の進行を求める動議を提出する。

【議会の運営に関する事項】

委員長

次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・3月15日(金)の朝、
午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

平成31年2月定例会 議会運営委員会における発言
(平成31年3月15日(金)第1回)

委員長

1 議会運営委員会、各常任委員会及び予算特別委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

2 熊谷市上之地内における農地転用許可等調査特別委員会の調査報告についてだが、お手元に配布しておいたとおり、熊谷市上之地内における農地転用許可等調査特別委員長から、調査報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

3 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。
特に討論を必要とするか、御意見を願います。

本木委員

請願に対する討論は、原則行わないことを申し合わせている。議案提出には8人以上を必要とするのに対し、請願は紹介議員1人でもよく、どのような請願でも本会議での討論を認めることは、議案提出権とのバランスを欠く。今回の請願については、その内容からも討論を行う特段の必要はなく、あえて本会議で取り上げて討論を行う必要はないと考える。

委員長

それでは、御意見を伺ったが、討論は行わないことでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料2の案のとおり決定することに御異議ないか。

< 異議なし >

委員長

御異議なしと認め、お手元の資料2の案のとおり決定した。

委員長

5 意見書案についてだが、さきの議運において御確認いただいた意見書案の柱12件について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料3の一覧表のとおり、共同提案6件となったので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

6 埼玉県議会議員表彰についてだが、過去の例に倣い、本会議において議長発議による表彰の決議及び表彰状の朗読を行い、受賞者が謝辞を述べるという形で行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

7 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の変更についてだが、お手元の資料4のアンダーライン部分を御覧願う。

公安委員会委員長から、本定例会に説明者として委任した警察本部総務部長については、3月14日付けの人事異動に伴い、変更する旨の報告があった。

この件については、本日の本会議で報告するので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

8 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

9 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、(2)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、各特別委員長の報告終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、委員長報告に対する質疑等発言通告の手續のため、午後2時30分を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

平成31年2月定例会 議会運営委員会における発言
(平成31年3月15日(金)第2回)

委員長

1 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議案及び熊谷市上之地内における農地転用許可等に関する調査の件に対する討論の有無の確認についてだが、47番村岡正嗣議員から、第1号議案、第7号議案及び第16号議案ないし第20号議案に対する反対討論、30番山根史子議員から、第1号議案に対する賛成討論、33番岡重夫議員から、第1号議案に対する賛成討論、2番松坂喜浩議員から、第1号議案に対する賛成討論、19番石川忠義議員から、第126号議案の修正案に対する反対討論、14番前原かづえ議員から、第126号議案の修正案、第126号議案の修正部分を除く原案、第21号議案、第22号議案、第24号議案、第31号議案、第33号議案、第34号議案及び第38号議案に対する反対討論、78番木村勇夫議員から、熊谷市上之地内における農地転用許可等に関する調査の件に対する反対討論、18番並木正年議員から、熊谷市上之地内における農地転用許可等に関する調査の件に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議案、請願及び熊谷市上之地内における農地転用許可等に関する調査の件の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その1)のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 知事追加提出議案についてだが、去る2月20日の議運において説明のあった、人事議案についてである。

まず、(1)審議手続についてだが、人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することによりか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その2)のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

5 議員提出議案についての(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(4)委員会審査の省略の確認についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5)討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(6)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

6 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

- 7 その他の本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。